

プリペイドカードの取り扱いについて

プリペイドカードの取り扱いについては、事業所が通常行っている会計処理にかんがみ、プリペイドカード販売時点でその販売額を売上高として把握することが適当と考えられる。

1. プリペイドカードとは

一般的には、ある特定の商品・サービスの購入代金支払いの際に利用するための、一定金額の価値を有するカード型の有価証券（金券）をいう。

法律上は「前払式証票」といい、商品券、ビール券、カタログギフト、電子マネーなども含む。大きく分けて、自家発行型前払式証票と第三者発行型前払式証票の2種類があり、前者は発行者に対してのみ役務の提供を請求できるのに対し、後者は発行者以外に対しても役務の提供を請求できる。

表 代表的なプリペイドカード

名称	用途	発行元
テレホンカード	公衆電話	NTT東日本/西日本
モバイルズチェックカード	携帯電話	NTTドコモ（他、携帯電話各社独自カード有）
バス共通カード	バス	東京都/神奈川県/埼玉県/千葉県バス各社局
パスネット	私鉄	関東圏私鉄各社
QUOカード	（汎用）	株式会社クオカード（コンビニ等で使用可能）

2. 法律上の規制

商品券、バス共通カードなどのプリペイドカードは、発行額（販売額）とともに未使用残高（＝発行額－使用額）の管理が法律で定められていることから、プリペイドカード販売時点（入金時点）の販売額とプリペイドカード使用時点（サービス提供時点）の使用額の双方が計上されている。

プリペイドカードの未使用残高の管理が定められている法律

前払式証票の規制等に関する法律では、プリペイドカードの発行額、未使用残高等は帳簿で管理することが定められている。

また、基準日において、未使用残高が700万円を超える場合、報告義務を課している。

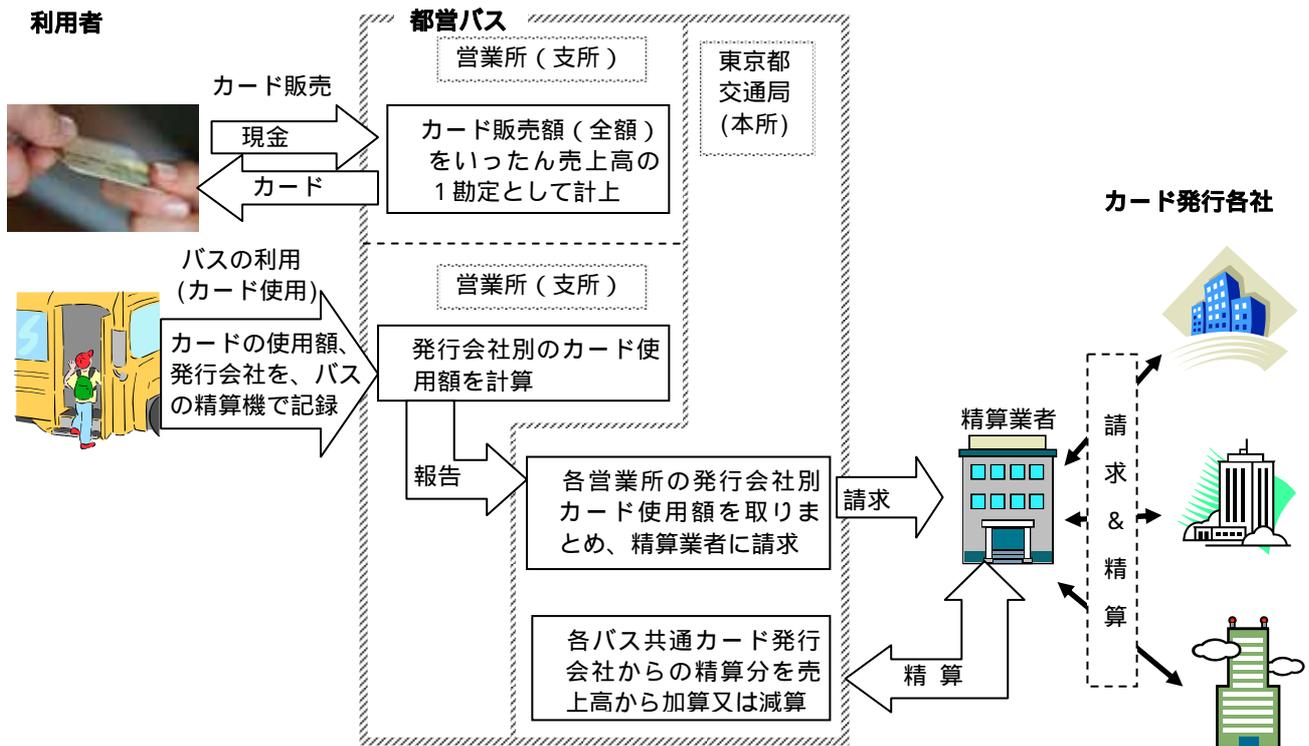
法人税法では、原則として、プリペイドカードの販売時点で売上高に計上し、未使用残高については売上原価に計上することが定められている。

なお、プリペイドカード使用額のみを売上高に計上する方法も認められている。

3. 実際の運用

数社共通で使用できるプリペイドカードは、使用時点と使用額は逐次記録しているものの、会計処理としては、プリペイドカードの販売時点でその販売額を売上高の勘定の1つとして計上し、後日精算（当社発行カードが他社で使用された分を減算など）する形式を取っている。

都営バスにおけるバス共通カードの取り扱い



4. プリペイドカードの取り扱い

プリペイドカードの使用時点、使用額は記録されていることから、「サービス提供時点で売上高として計上する」ことは不可能ではないと思われるが、事業所が通常行っている会計処理では、プリペイドカード販売時点で売上高として計上し、精算は後日、本社等で一括して処理していることから、プリペイドカード使用時点（＝サービス提供時点）で売上高に計上する場合、特別な処理が必要となる。

このため、月次で事業所ごとに売上高の把握が必要な本調査においては、プリペイドカードは販売時点でその販売額を売上高として把握することが適当と考えられる。

特別処理例

当月の売上高から、プリペイドカード販売分を控除し、実際にプリペイドカードが使用された分（上図の ）を別途計算し、加算したものを売上高とする。

（ただし、プリペイドカードを発行しているすべての企業が、都営バスと同じ処理をしているとは限らない。）